



**弁護士に学ぶ!**

# 成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行

## 第44回 契約実務（成年年齢の引き下げ）

### Question

成人の年齢が18歳に引き下げられると聞きました。当社では採用候補者が未成年者の場合には、保護者から同意書を貰っていますが、今後は同意書を取得しなくても良いのでしょうか。成年年齢の引き下げにともない、それ以外に注意すべき点があれば教えてください。

### Answer

2022年4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が18歳に引き下げられます。改正法施行前は、採用候補者が18歳、19歳の者だった場合に、企業が雇用契約を締結するには採用候補者の親の同意が必要とされていましたが、改正法施行後は、親の同意を得ずに雇用契約を締結することができます。それ以外の留意点については、本稿の内容を一読ください。

### 1. 成年年齢が引き下げられる理由

明治時代から約140年の間、成年年齢は20歳と民法で定められていました（「成人」という単語が使われることが多いのですが、法律上は「成年」とされていますので、以下では「成年」の表記で統一します）。

ところが、この度、民法が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。成年年齢が引き下げられる理由としては、法律の改正により国民投票の投票権年齢や公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して18歳、19歳の者を大人として扱うという政策が進められてきたため、市民生活の基本法である民法でも18歳以上の者を大人として取り扱うのが適当と考えられることや、世界的にも18歳を成年とするのが主流であることが挙げられています。

### 2. 成年年齢の引き下げで変わること

成年年齢には、以下の2つの意味合いがあります。一人で契約や訴訟などの法律行為ができる年齢という意味と親の親権に服さなくなる年齢という意味です。すなわち、成年年齢に達すると、携帯電話を契約・解約する、賃貸借契約を締結して賃貸物件を借りる、クレジットカードを作る、ローンを組んで購入契約をする、消費者金融を利用するといった契約行為を親の同意なく自分の判断だけで行えます。また、親の親権に服さなくなるので、自分が住む場所や進路を親の同意を得ることなく、自分の意思だけで決めることができます。

これまでは20歳未満が未成年とされていたので、20歳未満の者がこれらの行為を行うためには、親権者の同意が必要とされ、親権者の同意なく行った行為は、一定の場合を除いて原則として取り消すことができるとされていました（民法5条1項、2項）。ところが、今後は18歳以上が成年になるので、18歳、19歳の者が親の同意なく法律行為を行ったとしても、これまでのような保護は受けられなくなります。

### 3. 20歳の年齢要件が維持されるもの等

民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこに関する年齢制限については、20歳のまま維持されます（未成年者飲酒禁止法1条1項、未成年者喫煙禁止法1条）。

また、競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技の年齢制限についても、健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から20歳のまま維持されます（競馬法28条、自転車競技法9条、モーターボート競走法12条、小型自動車競走法13条）。

なお、他にも大きな変更点としては、女性の結婚可能年齢についても改正されます。改正法施行前の民法731条は「男は、十八歳に、女は、十六歳にならなければ、婚姻をすることができない。」と定めていたため、女性は16歳で結婚できましたが、改正法施行後は「婚姻は、18歳にならなければ、することができない。」という規定が適用されますので、女性も男性と同じ18歳にならないと結婚できなくなります。

#### 4. 企業として求められる取り組み

成年年齢の引き下げに関連して、企業に配慮が求められる点としては、以下の点がありますので、ご確認ください。

##### (1)雇用契約締結時の対応

アルバイトなどで未成年者を雇用している企業も多いと思います。採用候補者が18歳、19歳の者だった場合に、親の同意書の提出を受けていたと思いますが、この取り扱いをどうするか検討する必要があります。法律上は不要ではありますが、当面の間は、これまでと同様の扱いをする企業も多いように思いますので、自社の対応をどうするか確認してください。個人的には、法律が変わったとしても、それによって18歳、19歳の者の判断能力が飛躍的に変わるわけでもないので、親の同意書の提出を不要にしたとしても、仕事内容の説明などはこれまでどおり丁寧に行うべきだと思います。

##### (2)自社サービスの利用可能年齢

成年年齢の引き下げに伴い、自社のサービスの利用可能年齢を引き下げるかどうか検討する必要があります。新聞報道によると、大手銀行（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行）は、当面の間はカードローンの利用可能年齢を20歳以上とする従前の条件を維持する方針をとるとのことです。18歳、19歳の者は、まだ収入や生活基盤が不安定なことが多いので、返済能力を上回る貸し付けにならないよう配慮が必要だとの判断に基づく対応です。このように、自社が提供するサービスの利用可能年齢を20歳としていた場合には、それを維持するか18歳に引き下げるか、方針を決めて対応する必要があります。

##### (3)契約書類や約款の修正

自社のサービスに関する約款や利用規約で、未成年者を20歳未満と定義している場合には、記載内容の変更が必要です。たとえば「20歳未満の方は、保護者が本規約に同意した場合のみ、当社のサービスを利用できます。」といった形で、具体的な年齢要件を直接記載している例も多いと思います。この場合には、「保護者が本規約に同意した場合のみ、当社のサービスを利用できます。」と変更するか、又は具体的な年齢を記載せずに「未成年の方は、保護者が本規約に同意した場合のみ、当社のサービスを利用できます。」という形に変更してください。

#### 5. まとめ

18歳、19歳の者が成年になって、さまざまな契約で親の同意が不要になるため、若年層を新たな顧客として取り入れるための好機といえます。他方で成年年齢の引き下げに伴う消費者トラブルの発生も懸念されているので、企業としても慎重な対応が求められます。今一度、自社のスタンスを明確にしたうえで、必要な対応を進めてください。

---

#### 《 著者略歴 》

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。